

議案第57号

北上市手数料条例の一部を改正する条例

北上市手数料条例（平成12年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
[略]		[略]	
戸籍の謄本又は抄本の 交付	1通 450円	戸籍の謄本又は抄本の 交付	1通 450円 <u>（多機能端末機による交 付の場合にあっては、400円とする。 ）</u>
[略]		[略]	
住民票及び戸籍の附票 の写しの交付	1件 350円（多機能端末機による <u>住 民票の写しの</u> 交付の場合にあっては、 300円とする。）	住民票及び戸籍の附票 の写しの交付	1件 350円（多機能端末機による交 付の場合にあっては、300円とする。 ）
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和5年3月20日から施行する。

令和4年12月1日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

多機能端末機による戸籍の謄本及び抄本並びに附票の写しの交付に係る手数料を定めようとするものである。